

# 資料

平成29年9月21日開催

第6回美瑛町議会定例会資料

## ○条例の一部改正

|        |                                     |       |       |
|--------|-------------------------------------|-------|-------|
| 議案第 1号 | 美瑛町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について   | ----- | 1～2   |
| 議案第 2号 | 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について        | ----- | 3～4   |
| 議案第 3号 | 過疎地域等における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について | ----- | 5～7   |
| 議案第 4号 | 美瑛町農業技術研修センター条例の一部改正について            | ----- | 8～9   |
| 議案第 5号 | 美瑛町定住促進住宅条例の一部改正について                | ----- | 10～11 |

## ○規約の変更

|        |                             |       |    |
|--------|-----------------------------|-------|----|
| 議案第 9号 | 北海道市町村総合事務組合规約の変更について       | ----- | 12 |
| 議案第10号 | 北海道市町村職員退職手当組合规約の変更について     | ----- | 13 |
| 議案第11号 | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合规約の変更について | ----- | 14 |

## 美瑛町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正要旨

### 1 改正の要旨

地方公務員法第28条（降任、免職、休職等）には、職員の分限免職が規定されているが、このうち同条第1項第3号（職員の適格性の欠如）について、本条例に規定がないため、一部改正する。

### 2 改正の概要

第2条の文言を整理するとともに、地方公務員法第28条第1項第3号についての条文を追加する。

### 3 施行期日

公布の日から施行する。

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>第1条 【略】<br/>(降任及び免職及び休職の手続)</p> <p>第2条 任命権者は、法第28条第1項第1号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職する場合は、<u>指導その他の任命権者の定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が不良なことが明らかな場合でなければならない。</u></p> <p>2 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合は、<u>医師を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。</u></p> <p>3 任命権者は、<u>法第28条第1項第3号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職する場合は、指導その他の任命権者の定める措置を行ったにもかかわらず、なお適格性を欠くことが明らかな場合でなければならない。</u></p> <p>4 法第28条第1項第4号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職する場合において当該職員のうちいずれを降任し、又は免職するかは任命権者が定める。ただし法第13条及び法第56条の規定に反してこれを行うことはできない。</p> <p>5 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>第3条～第6条 【略】</p> | <p>第1条 【略】<br/>(降任、免職及び休職の手続)</p> <p>第2条 任命権者は、法第28条第1項第1号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職する場合は、<u>勤務成績を評定するに足ると認められる客観的事実に基き、勤務実績の不良なことが明らかな場合に限るものとする。</u></p> <p>2 任命権者が、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合には、<u>医師を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。</u></p> <p>3 法第28条第1項第4号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職する場合において当該職員のうちいずれを降任し、又は免職するかは任命権者が定める。ただし法第13条及び法第56条の規定に反してこれを行うことはできない。</p> <p>4 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>第3条～第6条 【略】</p> |

## 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正要旨

### 1 改正の要旨

職員の懲戒処分等に伴い、特別職の職員の給料について減給1月（町長20%、副町長10%）を実施するため、以下のとおり条例の一部を改正する。

### 2 改正の概要

平成29年10月1日から31日までの給料

| 職名  | 給料月額     | 給料月額（平成29年10月）                |
|-----|----------|-------------------------------|
| 町長  | 810,000円 | 648,000円<br>(810,000円×80/100) |
| 副町長 | 640,000円 | 576,000円<br>(640,000円×90/100) |

### 3 施行期日

平成29年10月1日

| 新  | 旧                                      |
|--|--|
| <p>第1条～第4条 【略】<br/>附 則<br/>1～5 【略】<br/><u>(給料の特例措置)</u><br/>6 町長及び副町長の給料月額を、平成29年10月1日から平成29年10月31日までの間に限り、条例第2条第1項の規定にかかわらず、別表第1に定める額に、町長にあつては100分の80を、副町長にあつては100分の90を乗じて得た額とする。</p> | <p>第1条～第4条 【略】<br/>附 則<br/>1～5 【略】</p> |

## 過疎地域等における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正要旨

### 1 改正の要旨

農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）の一部改正により、地方税の課税免除に伴う措置を定めた条項が削られたため、同条を理由とした固定資産税の課税免除を定めた条文を整理するもの。

### 2 改正の概要

第2条第2号及び第4条を削除する。

### 3 施行期日

公布の日から施行する。

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>第1条 【略】<br/>(定義)</p>  | <p>第1条 【略】<br/>(定義)</p>   |
| <p>第2条 【略】<br/>(1) 【略】</p>   | <p>第2条 【略】<br/>(1) 【略】</p>  |
| <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>  | <p>(2) <u>工業等導入地区 農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)第5条第3項の規定により同条第1項又は第2項の実施計画(以下「実施計画」という。)において定められた工業等導入地区のうち農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令(昭和63年自治省令第26号)第1条第1項に規定する地区をいう。</u></p>  |
| <p>(2) <u>重点整備地区 総合保養地域整備法(昭和62年法律第71号。以下「リゾート法」という。)第5条第4項の規定による承認を受けた基本構想(リゾート法第6条第1項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認基本構想」という。)において定められたリゾート法第5条第2項第3号に規定する地区をいう。</u></p> | <p>(3) <u>重点整備地区 総合保養地域整備法(昭和62年法律第71号。以下「リゾート法」という。)第5条第4項の規定による承認を受けた基本構想(リゾート法第6条第1項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認基本構想」という。)において定められたリゾート法第5条第2項第3号に規定する地区をいう。</u></p>  |
| <p>第3条 【略】</p>   | <p>第3条 【略】<br/>(工業等導入地区における課税免除)</p>  |
| <p>第4条 削除</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>   | <p>第4条 <u>工業等導入地区内において、昭和48年12月27日から農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令第2条に規定する設備(以下「対象設備」という。)を新設し、又は増設した者に対して、当該対象設備を構成する家屋及び償却資産のうち所得税法等の一部を改正する法律(平成16年法律第14号。以下「平成16年改正法」という。)附則第25条第5項又は第40条第8項の規定によりなおその効力を有することとされる平成16年改正法による改正前の租税特別措置法第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1</u></p> |

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>第5条 【略】<br/>(課税免除等の申請)</p> <p>第6条 第3条_____の規定による課税免除又は第5条の規定による不均一課税(以下「課税免除等」という。)を受けようとする者は、規則で定める日までに、課税免除等申請書を町長に提出しなければならない。<br/>(課税免除等の取消し)</p> <p>第7条 町長は、_____課税免除等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>その決定</u>を取消することができる。</p> <p>(1) 第3条又は第5条の規定による課税免除等の要件を欠くことが明らかになったとき。</p> <p>(2) 虚偽の申請、その他不正行為があったとき。</p> <p>第8条 【略】</p> | <p>号の規定の適用を受けるもの(展示場用の建物及び当該建物に係る償却資産を除く。)並びに当該家屋の敷地である土地(取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、<u>当該固定資産税が課されることとなった年度から3箇年度分のものに限り課税を免除するものとする。</u></p> <p>第5条 【略】<br/>(課税免除等の申請)</p> <p>第6条 第3条及び第4条の規定による課税免除又は第5条の規定による不均一課税(以下「課税免除等」という。)を受けようとする者は、規則で定める日までに、課税免除等申請書を町長に提出しなければならない。<br/>(課税免除等の取消し)</p> <p>第7条 町長は、<u>第3条から第5条までの規定により</u>課税免除等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>当該課税免除等</u>を取消することができる。</p> <p>(1) <u>第3条から第5条の規定による</u>課税免除等の要件を欠くことが明らかになったとき。</p> <p>(2) 虚偽の申請、その他不正行為があったとき。</p> <p>第8条 【略】</p> |

## 美瑛町農業技術研修センター条例の一部改正要旨

### 1 改正の要旨

美瑛町農業技術研修センターは、開設以来、多くの町民に農産物加工研修で利用されている。

今般、既存の3加工研修室に加えて、センター内の研修室（会議室）を改修し、畜肉加工のための加工研修室を整備した。

このため、畜肉加工に係る使用料を新たに規定するもの。

### 2 改正の概要

加工原料の使用料区分に次の使用料を加え、併せて現行の使用料区分の表記を文言整理するもの。

(1) 畜肉（燻煙）1kg当たりの使用料 300円

(2) 畜肉（非燻煙）1kg当たりの使用料 200円

### 3 施行期日

平成29年11月1日

| 新   | 旧                              |                 |    |     |        |      |         |      |        |     |  |    |     |              |     |            |     |
|---|--------------------------------|-----------------|----|-----|--------|------|---------|------|--------|-----|--|----|-----|--------------|-----|------------|-----|
| 別表第1（第6条第1項関係） 【略】  | 別表第1（第6条第1項関係） 【略】             |                 |    |     |        |      |         |      |        |     |  |    |     |              |     |            |     |
| 別表第2（第6条第2項関係）<br>農畜産物加工研修室使用料  | 別表第2（第6条第2項関係）<br>農畜産物加工研修室使用料 |                 |    |     |        |      |         |      |        |     |  |    |     |              |     |            |     |
| <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">区分</th> <th style="width:75%;">使用料（加工原料1kg当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛乳</td> <td style="text-align: right;">30円</td> </tr> <tr> <td>畜肉（燻煙）</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> <tr> <td>畜肉（非燻煙）</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> <tr> <td>その他農産物</td> <td style="text-align: right;">50円</td> </tr> </tbody> </table> | 区分                             | 使用料（加工原料1kg当たり） | 牛乳 | 30円 | 畜肉（燻煙） | 300円 | 畜肉（非燻煙） | 200円 | その他農産物 | 50円 | <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">区分</th> <th style="width:75%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加工原料（1kg当たり）</td> <td style="text-align: right;">50円</td> </tr> <tr> <td>牛乳（1kg当たり）</td> <td style="text-align: right;">30円</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 使用料 | 加工原料（1kg当たり） | 50円 | 牛乳（1kg当たり） | 30円 |
| 区分  | 使用料（加工原料1kg当たり）                |                 |    |     |        |      |         |      |        |     |  |    |     |              |     |            |     |
| 牛乳  | 30円                            |                 |    |     |        |      |         |      |        |     |  |    |     |              |     |            |     |
| 畜肉（燻煙）  | 300円                           |                 |    |     |        |      |         |      |        |     |  |    |     |              |     |            |     |
| 畜肉（非燻煙）   | 200円                           |                 |    |     |        |      |         |      |        |     |  |    |     |              |     |            |     |
| その他農産物  | 50円                            |                 |    |     |        |      |         |      |        |     |  |    |     |              |     |            |     |
| 区分  | 使用料                            |                 |    |     |        |      |         |      |        |     |  |    |     |              |     |            |     |
| 加工原料（1kg当たり）  | 50円                            |                 |    |     |        |      |         |      |        |     |  |    |     |              |     |            |     |
| 牛乳（1kg当たり）  | 30円                            |                 |    |     |        |      |         |      |        |     |  |    |     |              |     |            |     |
| 別表第3（第6条第3項関係） 【略】  | 別表第3（第6条第3項関係） 【略】             |                 |    |     |        |      |         |      |        |     |  |    |     |              |     |            |     |

## 美瑛町定住促進住宅条例の一部改正要旨

### 1 改正の要旨

美瑛町定住促進住宅条例は、美瑛町へ移住を求める者に対し、本町が持つ自然環境や農村景観などの恵まれた地域資源の中、町内に定住先が決まるまでの仮の住まいを提供すべく、平成25年に制定した。

条例の施行後、旧消防住宅や旧教員住宅、入居者が不在となった空き家などを活用し、継続的に定住促進住宅として整備を進め、現在は、市街地に5戸、郊外に5戸の計10戸の住宅を確保しており、町外から美瑛町に移住を希望する者の受け皿として活用している。

今後も町の財産を有効活用するとともに、町の活性化に向けた取り組みの一つとして、移住定住対策事業を積極的に進められるよう、新たに町で購入した寿町の一般住宅を定住促進住宅として追加するもの。

### 2 改正の概要

- (1) 名称及び位置を追加（別表第1（第2条関係））。
- (2) 家賃の規定を追加（別表第2（第8条関係））。

### 3 施行期日

公布の日から施行する。

| 新            |                 | 旧            |                 |
|--------------|-----------------|--------------|-----------------|
| 別表第1 (第2条関係) |                 | 別表第1 (第2条関係) |                 |
| 名称           | 位置              | 名称           | 位置              |
| 本町住宅1号室      | 美瑛町本町3丁目4番2号    | 本町住宅1号室      | 美瑛町本町3丁目4番2号    |
| 本町住宅2号室      | 美瑛町本町3丁目4番17号   | 本町住宅2号室      | 美瑛町本町3丁目4番17号   |
| 栄町住宅1号室      | 美瑛町栄町2丁目1番23号   | 栄町住宅1号室      | 美瑛町栄町2丁目1番23号   |
| 東町住宅1号室      | 美瑛町東町4丁目3番16号   | 東町住宅1号室      | 美瑛町東町4丁目3番16号   |
| 東町住宅2号室      | 美瑛町東町4丁目11番14号  | 東町住宅2号室      | 美瑛町東町4丁目11番14号  |
| 寿町住宅1号室      | 美瑛町寿町3丁目1番25号   | 美馬牛住宅1号室     | 美瑛町美馬牛南2丁目2番66号 |
| 美馬牛住宅1号室     | 美瑛町美馬牛南2丁目2番66号 | 美馬牛住宅2号室     | 美瑛町美馬牛南2丁目2番62号 |
| 美馬牛住宅2号室     | 美瑛町美馬牛南2丁目2番62号 | 美沢住宅1号室      | 美瑛町字美沢中央        |
| 美沢住宅1号室      | 美瑛町字美沢中央        | 下宇莫別住宅1号室    | 美瑛町字下宇莫別朝日      |
| 下宇莫別住宅1号室    | 美瑛町字下宇莫別朝日      | 下宇莫別住宅2号室    | 美瑛町字下宇莫別朝日      |
| 下宇莫別住宅2号室    | 美瑛町字下宇莫別朝日      |              |                 |
| 別表第2 (第8条関係) |                 | 別表第2 (第8条関係) |                 |
| 名称           | 家賃 (月額)         | 名称           | 家賃 (月額)         |
| 本町住宅1号室      | 30,000円         | 本町住宅1号室      | 30,000円         |
| 本町住宅2号室      | 30,000円         | 本町住宅2号室      | 30,000円         |
| 栄町住宅1号室      | 40,000円         | 栄町住宅1号室      | 40,000円         |
| 東町住宅1号室      | 25,000円         | 東町住宅1号室      | 25,000円         |
| 東町住宅2号室      | 25,000円         | 東町住宅2号室      | 25,000円         |
| 寿町住宅1号室      | 40,000円         | 美馬牛住宅1号室     | 20,000円         |
| 美馬牛住宅1号室     | 20,000円         | 美馬牛住宅2号室     | 20,000円         |
| 美馬牛住宅2号室     | 20,000円         | 美沢住宅1号室      | 20,000円         |
| 美沢住宅1号室      | 20,000円         | 下宇莫別住宅1号室    | 30,000円         |
| 下宇莫別住宅1号室    | 30,000円         | 下宇莫別住宅2号室    | 20,000円         |
| 下宇莫別住宅2号室    | 20,000円         |              |                 |

| 新   |  | 旧   |   |
|---|--|---|---|
| 別表第1（第2条関係）組合を組織する地方公共団体  |  | 別表第1（第2条関係）組合を組織する地方公共団体  |   |
| 支庁名   | 市町村・一部事務組合及び広域連合   | 支庁名   | 市町村・一部事務組合及び広域連合  |
| 【略】   | 【略】  | 【略】   | 【略】   |
| 檜山振興局（11）   | 【略】檜山広域行政組合、 <u>江差町・上ノ国町学校給食組合</u> 、北部檜山衛生センター組合   | 檜山振興局（11）   | 【略】檜山広域行政組合、 <u>江差町ほか2町学校給食組合</u> 、北部檜山衛生センター組合   |
| 【略】   | 【略】  | 【略】   | 【略】   |
| 胆振総合振興局（12）   | 【略】胆振東部消防組合、 <u>西胆振行政事務組合</u>  | 胆振総合振興局（12）   | 【略】胆振東部消防組合、 <u>西胆振消防組合</u>   |
| 【略】   | 【略】  | 【略】   | 【略】   |
| 別表第2（第3条関係）   |  | 別表第2（第3条関係）   |   |
| 共同処理する事務  | 共同処理する団体   | 共同処理する事務  | 共同処理する団体  |
| 1 消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務<br>2～7【略】        | 【略】胆振東部消防組合、 <u>西胆振行政事務組合</u> 、日高東部消防組合【略】   | 1 消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務<br>2～7【略】        | 【略】胆振東部消防組合、 <u>西胆振消防組合</u> 、日高東部消防組合【略】  |
| 8 【略】   | 【略】  | 8 【略】   | 【略】   |
| 9 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務 | 【略】檜山広域行政組合、 <u>江差町・上ノ国町学校給食組合</u> 、北部檜山衛生センター組合【略】胆振東部消防組合、 <u>西胆振行政事務組合</u> 、日高西部消防組合【略】 | 9 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務 | 【略】檜山広域行政組合、 <u>江差町ほか2町学校給食組合</u> 、北部檜山衛生センター組合【略】胆振東部消防組合、 <u>西胆振消防組合</u> 、日高西部消防組合【略】 |
| 10 【略】  | 【略】  | 10 【略】  | 【略】   |

| 新  |  | 旧  |   |
|--|--|--|---|
| 本則附則 【略】<br>別表<br>組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合<br>(1) 市町村 【略】<br>(2) 一部事務組合及び広域連合 |  | 本則附則 【略】<br>別表<br>組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合<br>(1) 市町村 【略】<br>(2) 一部事務組合及び広域連合 |   |
| 区 分  | 一部事務組合及び広域連合   | 区 分  | 一部事務組合及び広域連合  |
| 石狩管内及び渡島管内   | 【略】  | 石狩管内及び渡島管内   | 【略】   |
| 檜山管内   | 北部桧山衛生センター組合、南部桧山衛生処理組合、 <u>江差町・上ノ国町学校給食組合</u> 、檜山広域行政組合 | 檜山管内   | 北部桧山衛生センター組合、南部桧山衛生処理組合、 <u>江差町ほか2町学校給食組合</u> 、檜山広域行政組合 |
| 後志管内～オホーツク管内   | 【略】  | 後志管内～オホーツク管内   | 【略】   |
| 胆振管内   | <u>西胆振行政事務組合</u> 、胆振東部消防組合、安平・厚真行政事務組合、胆振東部日高西部衛生組合      | 胆振管内   | <u>西胆振消防組合</u> 、胆振東部消防組合、安平・厚真行政事務組合、胆振東部日高西部衛生組合       |
| 日高管内～  | 【略】  | 日高管内～  | 【略】   |

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>別表第1<br/>【略】<br/>士別地方消防事務組合<br/><u>西胆振行政事務組合</u><br/>安平・厚真行政事務組合<br/>【略】<br/>桂沢水道企業団<br/><u>江差町・上ノ国町学校給食組合</u><br/>檜山広域行政組合<br/>【略】</p> | <p>別表第1<br/>【略】<br/>士別地方消防事務組合<br/><u>西胆振消防組合</u><br/>安平・厚真行政事務組合<br/>【略】<br/>桂沢水道企業団<br/><u>江差町ほか2町学校給食組合</u><br/>檜山広域行政組合<br/>【略】</p> |

報 告 資 料

(予定価格30,000千円以上～50,000千円未満の工事契約)

| 工 事 名                                       | 工 事 内 容   | 契約の方法           | 契 約 先                                       | 契約金額            | 備 考  |
|---|---|-----------------|---|-----------------|--|
| 町道朗根内上俵真布<br>線九線橋道路災害復<br>旧工事（仮道・仮橋<br>撤去工） | 排水構造物工、標識工、<br>区画線工、道路付属施設工、<br>構造物撤去工、仮設工<br><br>各一式 | 指名競争入札<br>による落札 | 美瑛町栄町4丁目4番13号<br>浜塚建設工業株式会社<br>代表取締役社長 濱塚 努 | 38,772,000<br>円 | 工期<br>自平成29年9月19日<br>至平成30年1月19日<br>1. (株)清水組<br>2. (株)第二工業<br>3. (株)西森組<br>4. 浜塚建設工業(株)<br>5. フクハラ建運(株)<br>6. (株)丸善建設<br>(第1回目落札)<br>(落札率97.3%) |